



お知らせ

特殊詐欺防止機能付き電話機の設置費用補助

特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器を設置する人を対象に、購入費用の一部を補助します。

■補助要件

- ・市内に住所を有し、居住している人
・満65歳以上の人のみで構成される世帯に属する人
・過去に県警等から電話機を貸与されたことがない人
・同一世帯に属する人が、市税を滞納していないこと

■補助対象

特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器
※対象機器であるか確認する必要があります
ため、購入前に必ず左記までご連絡ください。

■補助額

対象経費の3分の2(上限1万円)

■申請期限 令和5年3月15日(水)

■市民課生活安全係

☎228204 (市役所1階)

非常用発電装置の購入費助成

災害に備えて非常用電源の購入費用を助成します。

■対象者 日田市内に住所のある在宅で常時人工呼吸器を使用している人
※個別避難計画の作成に同意する人。

■助成対象装置

- ・正弦波インバーター発電機
・ポータブル蓄電池
・DC/ACインバーター

■工事要件

玄関・トイレ・浴室・キッチンの部位のうち一部位以上を増設する工事

■補助額

補助対象経費の10分の5(限度額75万円)

③高齢者バリアフリー型

65歳以上の高齢者のいる世帯で、世帯全員の前年の所得総額が350万円未満の世帯

■工事要件

バリアフリー改修工事
補助対象経費が30万円を超える工事

■補助額

補助対象経費の10分の2(限度額30万円)

■申請期限

12月23日(金)

※予算に限りがあるため、早めの相談、申請をお願いします。

■詳細は左記にお問い合わせください。

■建築住宅課指導審査係

☎228226 (市役所5階)

住宅の耐震診断・耐震改修補助

住宅の耐震診断及び耐震改修補助の受付を開始します。対象となる建物は、昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅(店舗部分が述べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む)です。まずは、自宅の耐震性を確認してみませんか。

■補助額

■耐震診断

建物区分に応じて7万5千円〜11万円
※原則、所有者の負担は55000円です。

※建物の形状、年数によっては、別途費用がかかります。

■耐震改修

補助対象経費の3分の2(限度額80〜100万円)

※建物区分や改修方法によって限度額が

■助成金額

1台あたり上限12万円(1人につき1台まで)

■申請書類

- ・申請書
・見積書又は契約書等
・設置の種類に分かるもの
・身体障害者手帳や特定医療費(難病)受給者証等

※購入前に事前の申請が必要です。

■社会福祉課障害福祉係

☎228290 (市役所1階)

産直野菜ミニハウス等の施設導入補助

市内在住で、産直野菜を出荷する農家等を対象に、令和5年度分の要望を受け付けます。

■補助内容

- ・ミニハウス(上限500平方メートル)
・遊休ハウスの張替等(上限500平方メートル)
・灌水施設、管理機の導入に要する経費

■補助額(上限額有り)

- ・ミニハウス
・資材購入費の3分の2以内
・遊休ハウスの張替等
・資材購入費の3分の2以内
・灌水施設
・資材購入費の2分の1以内
・管理機

購入費の2分の1以内

※灌水施設と管理機は、ミニハウスとあ

わせた導入が条件です。

※申込方法等詳細は左記にお問い合わせください。

■農業振興課生産・流通推進係

☎228211 (市役所3階)

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等で被災するおそれがある危険住宅の移転を促進しています。対象の住宅には危険住宅の除却に要する経費及び代替住宅の建設・購入に要する経費を金融機関などから借り入れた際の利子に対して補助金を交付する制度があります。

■補助内容

- ①危険住宅の除却等に要する経費
・補助限度額 97万5千円
・申込期限 12月23日(金)
②危険住宅に代わる住宅の建設等のための借入金利子相当額
・申込期限 8月31日(水)
※申込期限後は次年度の相談を受け付けます。

■建築住宅課指導審査係

☎228226 (市役所5階)

健康・福祉

在宅高齢者住宅改造資金の助成

住宅改造が必要な身体状況の在宅高齢者がいる住宅を、住みやすく整備するための経費の一部を助成します。

■対象 次のいずれかに該当し、生計中心者の前年の所得金額が200万円未満の世帯

①要介護認定で、要支援・要介護と認定

固定資産税の納税通知書を発送

本年度の固定資産税1年分(第1期〜第4期)の納付書を5月中旬に発送します。第2期以降分の納付書は大切に保管し、各納期限までに納付してください。なお、一括して納付する場合は、第1期から第4期分の納付書4枚で、第1期納期限までに納付してください。

■納期限(第1期分) 5月31日(火)

■納税課資産税係

☎228206 (市役所1階)

自動車税の納期限は5月31日

自動車税(普通自動車)は県税事務所、金融機関、コンビニ、クレジットカード、スマホアプリ「PayPay」「LINE Pay」等で納付することができます。納期限内の納付にご協力ください。

■納期限 5月31日(火)

■大分県日田県税事務所 ☎24175

■税務課税制窓口係

☎228397 (市役所1階)

【予約制】マイナンバーカード申請・受取りができます

マイナンバーカードの申請や受取りが左記の時間外・休日になります。前日までに予約をしてください。

■5月の開庁日

・5月12日(木)・26日(木)

午後5時30分〜7時30分

・5月21日(土) 午前9時〜午後3時

■ところ 市役所1階 市民課

※北側玄関をご利用ください。

■マイナンバーお問い合わせダイヤル ☎228303 (市役所1階)

伐採届等の様式が変わりました

4月1日から、市に提出する伐採届の様式が新しい様式に変更となりました。

■対象

山林を伐採する土地所有者及び伐採者
■変更内容
山林を伐採する30日〜90日前に次の書類を提出
・伐採届の届出書
・伐採計画書(伐採者)
・造林計画書(土地所有者)

※伐採・造林を完了してから30日以内にそれぞれの状況報告書の提出が義務付けられます。

※森林経営計画に入っている森林は対象外です。

※提出様式は、市ホームページに掲載しています。

■林業振興課森林整備係

☎228212 (市役所3階)

リフォーム支援事業

次の各世帯のリフォーム補助の受付を開始します。

①子育て支援型

18歳未満の子供を含む世帯全員(三世帯同居世帯は子育て世帯に限る)の前年の所得総額が600万円未満の世帯

■工事要件

子育てのために行う改修工事
補助対象経費が30万円以上の工事

■補助額

補助対象経費の10分の2(限度額30万円)

②三世帯同居支援型

18歳未満の子供を含む三世帯以上(申請日以降に三世帯となる世帯を含む)で構成される世帯

※工事着工前に諸手続きが必要です。事前に左記にお問い合わせください。

■社会福祉課障害福祉係

☎228290 (市役所1階)

5月は特別障害者手当・障害児福祉手当の支給月

在宅で常時特別な介護を必要とする重度の障がいがある人などに対して支給される特別障害者手当・障害児福祉手当(2月〜4月分)を振り込みますので、ご確認ください。

■支給日 5月10日(火)

※次のような場合は支給対象から外れますので、左記に必ず届け出てください。

- ・受給者が死亡又は市外に転出
・病院等に3か月以上継続して入院
・特別養護老人ホームや障害者支援施設などに入所

■社会福祉課障害福祉係

☎228290 (市役所1階)

5月は赤十字運動月間です

1日赤の活動資金にご協力を
日本赤十字社では、毎年5月を「赤十字運動月間」として赤十字会員増強運動を実施し、活動資金をご寄附いただける人々を募集しています。

ご寄附に対しては、税制上の優遇措置のほか、20万円以上の寄附者には有功章の授与など、表彰制度もあります。

■日本赤十字社の主な事業

- ・災害時の救護活動
・赤十字ボランティア
・献血活動 等

■社会福祉課福祉総務係

☎228203 (市役所1階)

